

びーんず 規約

(名称)

第1条 この団体は、名称を びーんず とする。

(事務所)

第2条 この団体の事務所は、代表事務局宅におく。

(目的)

第3条 この団体は、次のことを目的として活動する。

- <1> 優れた絵本の読み聞かせや心落ち着くわらべうた遊びを通して、親子の時間にさらに豊かな時間が生まれ、親子のスキンシップや情緒の安定を促す。
- <2> 季節の絵本やわらべうたを通して、四季折々の美しい自然に目を向けたり、実際に自然の中で活動することによって自然を肌で感じたり観察して楽しむことの大切さを伝える。
- <3> 自然の中でより開放的な気持ちになってリラックスし、子育て世代同士と一緒に活動することで、子育ての情報交換の場となったり、保育士と時間を共にする中で日ごろの悩みや疑問についても話し合う時間を設け、孤立しがちな子育て世代の交流をはかる。

(事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するために必要とみとめる事業をおこなう。

(構成員)

第5条 この団体は、次の者を以って構成する。

- <1> この団体の目的に賛同する保育士資格や幼稚園教諭の免許を持つ指導者
- <2> 前号以外の者で、この団体の目的に賛同し、役員会で同意を得た協力者

(役員)

第6条 この団体に次の役員をおく

- <1> 代表 1名
- <2> 代表事務局 1名
- <3> 会計 1名
- <4> 会計監査 1名

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事はつぎのとおりとする

- <1> 代表は、団体を総理し、団体を代表する。
- <2> 代表事務局は、団体の事務及び広報を担う。
- <3> 会計は、団体の会計を処理する。
- <4> 会計監査は、団体の事務、および、会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 <1> 役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- <2> 代表、代表事務局、会計は、会計監査を兼ねることができない。

(会議)

第9条 <1> この団体の会議は、毎月一度のミーティングと、年度末の役員会とするほか、代表が必要と認める場合に開催することとし、代表が招集する。

(役員会)

第10条 <1> 役員会は、第5条に定める役員で構成し、半数以上の出席を以って成立することとする。

- <2> 役員会は、毎年年度末に一度開催するほか、代表が必要と認める場合に開催することとし、代表が招集する。

<3> 役員会では、日常の団体の事務の執行に必要な事項を決める。

(会計)

第11条 <1> この団体の会計は次の収入を以って充てる。

- ① 毎月の参加者の参加費
- ② こども夢基金(助成金)申請中
- ③ 寄付金その他

<2> この団体の会計年度は、4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、団体の運営に関し必要な事項は、役員会においてこれを定める。

(附則) この規約は、2016年6月1日から施行する。